

第55期

令和3年度第6回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和4年3月4日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 55 期 令和 3 年度 第 6 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 4 年 3 月 4 日（金）14 時 03 分～14 時 18 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 4 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 3 人（定数 5 人） 事務局 5 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 平井 建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官
主要議題	特定(産業別)最低賃金等について 最低賃金審議会の運営について その他
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局(室長)

ただ今から、第6回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。本日の委員のご出席状況ですが、公益代表委員の佐野委員、使用者代表委員の石井委員と石田委員から、事前にご欠席の連絡をいただいています。したがって、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員3名、計12名のご出席のため、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による3分の2以上の出席を満たしていますので、本会議が有効に成立していることを報告します。なお、本日の審議会では、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定により、傍聴の申込みを受け付けていたところ、1名の申込がありましたが、急用により欠席との連絡があったことをお伝えします。

それでは以降の議事進行について、会長よろしく申し上げます。

○会長

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。それでは、早速ですが、議事を進めます。議題(1)「特定(産業別)最低賃金等について」です。

今年度の滋賀県特定(産業別)最低賃金にかかる審議はすべて終了し、昨年12月30日に発効しています。したがって、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第10条第1項の規定により本年度の滋賀県特定(産業別)最低賃金専門部会を廃止したいと思います。よろしいですか。

○全委員

〔はい〕の声あり。

○会長

それでは、今年度設置していた滋賀県特定(産業別)最低賃金専門部会を廃止します。

次に、次年度の特定(産業別)最低賃金に係る意向表明について、労働者側から説明をお願いします。

○労働者代表委員

令和4年度の特定最低賃金の改正意向として、別紙資料No.1をお付けしておりますが、来年度、「新繊維工業」から「各種商品小売業」の6業種について、改正意向の表明をさせていただいて、これから本審に向けて対応して参りたいと思います。とりわけエッセンシャルワーカー等々で、コロナ禍で非常に厳しい産業の部分の下支えの役割が重要という立ち位置から、改正意向を表明させていただきます。

○会長

ただ今、労働者側から、次年度の特定（産業別）最低賃金に係る意向表明がありました。

なお、今回、意向表明された6業種については、資料がありますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局(補佐)

資料について説明します。

1ページ、資料No.1は、「2022年度（令和4年度）滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明」の写しです。本年2月21日付で、滋賀労働局長宛てと、滋賀地方最低賃金審議会会長宛てに、同じ書面が提出されています。

続いて、3ページ、資料No.2をご覧ください。こちらは「滋賀県特定（産業別）最低賃金適用使用者数・労働者数」です。特定（産業別）最低賃金の適用使用者数・労働者数の確認については、総務省が実施している「経済センサス」の最新の結果に基づいて確認することになっています。現時点で最新となる平成28年センサスの結果をもとに、令和3年度に実施した「最低賃金に関する基礎調査」で得た各産業別最低賃金の適用除外労働者から推算した適用除外労働者を除く形で算出しています。この適用労働者数については、特定（産業別）最低賃金の申出要件である定量的要件の基準となる数字です。

説明については以上です。

○会長

ただ今の事務局からの説明について、ご質問はありますか。

○全委員

〔質問なし〕

○会長

それでは、労働者側から6業種の特定（産業別）最低賃金の意向表明があったことについて、使用者側からご意見をお願いします。

○使用者代表委員

今、6業種の改正について意向表明がありましたが、正式に申し入れをいただいた段階で、我々としても、真摯に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

今の使用者側のご意見について、特に労働者側からはよろしいですか。

○労働者代表委員

はい。一つだけあります。

実質審議に入る前に特別検討小委員会を開催していますが、必要性審議がなかなか難しい「新繊維工業」と「各種商品小売業」について、令和3年度に参考人招致をさせていただきましたが、令和4年度も参考人招致をさせていただく予定としています。あらかじめご承知おき願います。

○会長

今、労働者側から参考人を参加させたいというご意見がありましたが、これについて、事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

今年度と同じく、次年度の特定最低賃金改正の正式な申し出後に、参考人の推薦書と同意書を事務局へご提出願います。

○会長

続いて、2番目の「最低賃金審議会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(補佐)

それでは5ページ、資料No.3をご覧ください。「令和3年度 滋賀地方最低賃金審議会開催状況」をお示ししています。

次の資料No.4は「令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」となっています。7ページが地域別最低賃金、次面の8ページが特定（産業別）最低賃金の場合です。それぞれの答申要旨の公示日に対応する異議申出締切日、官報公示予定日、発効予定日となっています。地域別最低賃金については、今年度と同じく10月1日発効とするためには、8月5日には答申要旨の公示を行う必要があります。また特定最低賃金については、年度内発効の場合、11月1日までに答申要旨の公示を行う必要があります。

以上の公示日の関係をもとに作成したものが、次の9ページ、資料No.5、「令和4年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程（案）」です。

最終ページとなる資料No.6は、今年度の最低賃金周知広報用資料（リーフレット）です。滋賀県最低賃金と特定（産業別）最低賃金を併記して記載したもので、滋賀労働局で作成しました。これらのリーフレットや同じ図柄のポスターについては、滋賀県及び県内の各市町、各商工会議所・商工会などの関係団体のほかに、図書館、市民ホール、道の駅等の県民の目に触れる場所等に配布し、改正された最低賃金の周知を図りました。

引き続き、室長から説明させていただきます、

○事務局(室長)

まず、第55期の(審議会等の)公開・非公開ですが、令和3年度の第1回審議会で、本審は異議審を含めて全て公開、専門部会と小委員会は全て非公開と決定しています。従って、令和4年度もこのとおりに進めていくこととなります。

次に、次年度の日程案についてですが、資料No.5「令和4年度 滋賀地方最低賃金審議会 審議日程（案）」について、次年度の第1回審議会で提案させていただく予定としています。この審議会の日程案のうち、米印の所は特に日程変更が困難である日のため、ご承知のほどよろしく申し上げます。

○会長

日程案ですが、ただ今の事務局の説明について、何かご質問やご意見はありますか。

○全委員

[質問・意見なし]

○会長

日程案について特に異議はありませんでしたので、次年度の審議会で事務局から提案をお願いします。

次の議題（3）「実地視察について」ですが、事務局から説明をしてください。

○事務局(室長)

実地視察については、新型コロナ禍のため、この2年間、一度も実施できなかったことについて誠に申し訳ございませんでした。実地視察については、新型コロナ禍が続く現状に対応し実施できるよう、方法を見直す必要があります。

どのようなことかと申しますと、従来の方法は、十数名でバスに乗り合わせて現地へ行き、現地で会社から詳細なレクチャーを受けた後で現場を見る、というような方法をとっていました。

しかし、移動中の感染防止を図る必要があります。

また、事業場側にとっても、多数の人間を受け入れることは感染症リスクが増加します。

さらに、ご希望の多い中小規模事業場の視察について、事業場が資料を準備してレクチャーを行うこと自体が、中小規模事業場にとって大きな負担となっています。

そのため、今後の実地視察については、原則として公労使委員各1名と事務局1～2名の最大5名か6名程度とし、現地集合により行い、事業場の状況把握と説明は事務局が事前に実施し、当日は現場視察を中心に行う、という方法に変更することをご検討いただければと思います。また、新型コロナ禍が解消に向かった場合には、必要があれば、今申し上げた実施方法自体について、再度ご検討いただければと思います。

行く人数が少ないという点については、例えば回数を1回ではなく2回にするという対応が考えられますので、そのようなことについてご検討いただければと思います。

○会長

事務局から、実施視察方法の変更について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか。

○労働者代表委員

いままでのことから実施視察はしないということではなく、どうやったら実地視察ができるのかということで提案をいただいたので、そこは状況を見ながら、提案のあった形で進めていただければありがたいと思います。

○使用者代表委員

使用者側としても賛成です。

○会長

それでは、実施方法の変更についてご賛成いただきましたので、令和4年度は事務局提案の形で行います。

次の議題（４）「その他」についてですが、委員の皆様から何かありますか。

○全委員

〔意見なし〕

○会長

最後に事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

委員の皆様には、この一年間、大変お忙しい中、用務を繰り合わせご出席いただきまして、ご審議いただいたことに、事務局から厚くお礼申し上げます。

○会長

それでは、本日の議事は以上です。最後に、局長からご挨拶があるとのことですので、よろしくをお願いします。

○事務局(局長)

委員の皆様には、この一年間、新型コロナウイルス感染症拡大といった中で、また、皆様が大変お忙しい中で、最低賃金の改正について精力的にご審議いただき、誠にありがとうございます。

本日をもちまして、本年度の全ての審議日程、無事終了いただきました。公労使各委員の皆様には、特に厳しい状況の中で、真摯に、かつ丁寧なご審議を賜り、大変なご苦勞をお掛けしたことに、深く感謝申し上げます。

滋賀県最低賃金につきましては、ご承知のとおり、今年度は、新型コロナ禍が続く中で目安が示され、3年連続で答申の当日まで審議いただき、868円から896円に引上げということで、10月1日に発効させていただきました。

また、特定（産業別）最低賃金につきましても、まん延防止等重点措置が取られる中での特別検討小委員会による必要性審議、緊急事態宣言下での合同専門部会など、非常にタイトなスケジュールの中で、集中的にご審議をいただき、諮問させていただきました業種におきまして、18円から22円引上げによって、年内の12月30日に発効することができました。

改めまして、厚く御礼申し上げます。

今年度は新型コロナウイルス感染防止の為、パーティションの設置や、消毒・換気などによる、そういった対策を取りながらの運営となりましたけれども、皆様方には換気による外部騒音などで、ご不便をおかけすることもございましたけれども、円滑なご審議を賜りまして、重ねて感謝を申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

この1年間、本当にお世話になり、ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

これで本年度の全ての審議が終了となります。委員の皆様、お忙しい中、ご協力いただきありがとうございました。

〔閉会〕